

多胎妊婦追加健康診査助成のご案内

双子ちゃん、三つ子ちゃんと分かりうれしい反面、不安なことや戸惑いも多くあるのではないのでしょうか。出産まで安心して健やかに過ごしていただくために、ひたちなか市では、多胎妊娠の方を対象に、健康診査の助成を行っています。

多胎妊娠された方が、産婦人科等において、多胎妊婦追加健康診査を受診した場合、本人が負担した費用についてを後日、申請していただき、下記の通り助成を行います。

1. 公費負担額 : 1回 5,000 円まで 5回分
2. 申請の最終期限：多胎妊婦追加健康診査を最後に受診した日から1年以内
(最後の受診終了後、必要書類等を持参のうえ、お早めにひたちなか市子ども家庭センター母子保健担当(子ども未来課内)へ申請してください。)

お渡しする書類

- (1) ひたちなか市の多胎妊婦追加健康診査受診票を持参した場合の取り扱いについて
*医療機関管理者様宛になっていますので多胎妊婦追加健康診査受診票を初めて使用する時に、病院に提出してください
- (2) 多胎妊婦追加一般健康診査自己負担金助成申請書
- (3) 多胎妊婦追加健康診査自己負担金助成請求及び口座振替依頼書
- (4) (2), (3) の記入例
- (5) 多胎妊婦追加健康診査受診票(5枚)

*多胎妊婦追加健康診査受診票は、妊婦一般健康診査受診票が不足し、妊婦健康診査の受診が必要な際に使用してください。

*多胎妊婦追加健康診査受診票は、償還払い[※]での対応となります。

妊婦健診時には自費で支払っていただき、出産後に償還払い[※]の手続きをお願いします

※ 償還払いとは、後から助成分を市に請求して払い戻しすることです。

<申請・お問い合わせ先> ひたちなか市子ども家庭センター
母子保健担当(子ども未来課内)
TEL 029(229)1157
妊産婦健康診査担当

裏面もご覧ください

多胎妊婦追加健康診査受診の流れ

病院



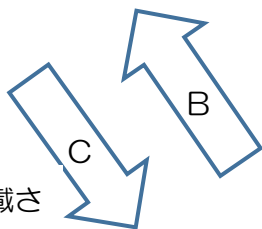
子ども家庭センター母子保健担当



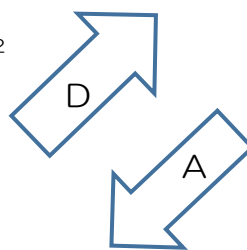
多胎妊婦追加健康
診査を受診※1

申請※2

受診結果が記載さ
れた多胎妊婦追加
健康診査受診票を
返却



妊婦さん



多胎妊婦追加健康
診査受診票の交付

- ※1. 14 回分の妊婦一般健康診査受診票の使用を超える健診に対して使用します。その際は、病院に受診票を提出してください。健診費用は、全額自己負担となるので、全額お支払いください。
- ※2. 申請に必要な書類を全て揃えたうえで、ひたちなか市子ども家庭センター母子保健担当（子ども未来課内）へ申請をしてください。

申請後、書類不備がないか確認させていただき、後日、口座へ助成対象となる金額を振り込みます。

手続きに必要なもの

1. 母子健康手帳又は母子健康手帳の妊娠中の経過ページのコピー
2. 多胎妊婦追加健康診査受診票
受診日、受診医療機関名、担当医師名、印（医師の自署でない場合のみ）、受診結果が記載されているか確認してください。
3. 領収書（多胎妊婦追加健康診査受診票を使用した日に発行されたもの。）
4. 多胎妊婦追加一般健康診査自己負担金助成申請書
5. 多胎妊婦追加健康診査自己負担金助成請求及び口座振替依頼書（必ず捺印してください。）
* 振込先は、妊婦本人の金融機関（旧郵便局は不可、ゆうちょ銀行は可）を記入願います。
* 健康保険を使用して受診した分は、該当しません。請求金額は、保険外診療（自己負担 100%）のみになります。
6. 印鑑（シャチハタ不可）